

# 「2023 東京都建築設備定期検査報告実務マニュアル 正誤表」

令和5年6月9日現在

No.	章	頁	訂正箇所	誤	正
1	総目次	—	第4章建築設備定期検査報告制度の概要 2. 建築設備定期検査報告の手続き (7) 定期報告様式	②建築物概要書（東京都建築基準法施行細則告示第444号）	②建築物概要書（東京都告示第444号）
2	1	73	上から19行目	～200㎡を超えるの建築物	～200㎡を超える建築物
3	1	79	第13条の上から4行目	～特定建築設備等に係る～	～特定建築設備等（令第16条第3項第二号及び前条第二号に定める防火設備を除く。）に係る～
4	1	79	第13条の上から6行目	～検査済証（以下この項において～	～検査済証（以下この条において～
5	1	79	第13条の上から13行目と14行目の間	（一行追加）	3（略）
6	1	79	第13条の上から14行目、17行目、21行目、23行目、24行目、31行目、34行目	（項番号修正）	第3項を第4項に改め、以下1項ずつ繰下げ
7	1	79	第13条の上から15行目	～、前項の規定を準用する。	～、第2項の規定を準用する。
8	1	79	第13条の上から17行目	～、第9項に定める～	～、第10項に定める～
9	1	79	第13条の上から18行目	～、前2項の規定を～	～、前3項の規定を～
10	1	79	第13条の上から19行目	～規定による検査済証～	～規定による検査済証（以下この条において「検査済証」という。）～
11	1	79	第13条の上から20行目	～「第9項の規定による～	～「第10項の規定による～
12	1	79	第13条の上から29行目	～別記第四号様式の二による～	～別記第四号様式の三による～
13	1	79	第13条の上から31行目	第2項及び第3項の規定～	第2項及び第4項の規定～
14	1	79	第13条の上から34行目	第7項の規定による～	第8項の規定による～
15	1	90	第20条の2第二号の上から2行目	～（一の居室その他の建築物の部分のみに係る～	～（一の居室のみに係る～
16	1	93	第129条の2の5第3項の上から1～2行目	～居室における次の表の各項の中欄に掲げる～	～居室における次の表の中欄に掲げる～
17	2	138	表の最下行の上から3行目	～令第112条第15項ただし書き～	～令第112条第16項ただし書き～
18	4	182	見出し	②建築物概要書（東京都建築基準法施行細則告示第444号）	②建築物概要書（東京都告示第444号）
19	5	278	別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室	令和4年度実施予定	令和6年度実施予定
				令和2年度実施済	令和4年度実施済
				測定日令和3年4月11日	測定日令和5年4月11日
20	5	282	別表3 排煙風量測定記録表の1階及び3階廊下の測定風量	令和3年度実施予定	令和6年度実施予定
21	5	297	★新たな3年の検査になる国土交通大臣が定める検査項目の下から3行目	（注）前サイクル～交付されません。	削除